

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2023年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について (2024年3月15日現在)
<p>第1章 私立大学の自主性・自律性 (特色ある運営)の尊重</p>	<p>私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。</p> <p>私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。</p> <p>ものづくり大学の設立準備段階の社会情勢においては、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、ものづくりに対する教育環境を整備拡大していくことが必要不可欠とされてきました。こうした状況において、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成11（1999）年3月19日法律第2号）」第9条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画」（平成12（2000）年9月）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示されました。これらにより、国や本学の基本理念、使命・目的に賛同する地方自治体及び産業界からの支援を受け、産学官の連携協力により、時代と社会の要請にかなった大学として平成13年（2001）年4月にもものづくり大学は開学しました。</p> <p>今後とも、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。</p> <p>また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。</p> <p>1-1 基本理念 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）</p>	<p>「1-1基本理念」【適合している】 6つの基本理念を学内の会議室、教室、廊下等随所に掲示し、それに基づくテクノロジストの育成に教職員を挙げて取り組んでいる。</p> <p>「1-2教育と研究の目的」【適合している】 基本理念を実現するため、中長期経営計画（7年間）に基づき大学運営を進めている。現行計画（第2次）は2017～2023年度であるが、2020年3月にその見直しを行った。その第2次中長期経営計画（改定）のもと毎年度行動計画を立ててPDCAサイクルを回すなど、学長のリーダーシップのもとに教職協働により全学で取り組んでいる。</p> <p>また、2022年度末からは、第3次の中長期経営計画（中期目標期間2024年度～2030年度）の策定に着手し、2023年度末に策定した。2024年度の行動計画作成も並行して進めている。</p>

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2023年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について (2024年3月15日現在)
第2章 安定性・継続性 （学校法人運営の基本）	<p>私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。</p> <p>2-1 理事会                      2-2 理事                      2-3 監事                      2-4 評議員会                      2-5 評議員</p>	<p>「2-1理事会」「2-2理事」「2-3監事」「2-4評議員会」「2-5評議員」【適合している】</p> <p>関係法令の改正を踏まえ、学校法人の寄附行為、諸規程等を整備、改正し、これらの規定に基づき運営している。</p> <p>本学では理事及び評議員に、現在、外部有識者にそれぞれの定数の2/3を超えて参画いただいている（理事16人中13人、評議員33人中24人が外部有識者）。理事会及び評議員会はそれぞれ年に3回程度の開催を基本とし、法令や規程に従い、理事会では規定により理事長が議長、評議員会では評議員から選任された理事長が議長となり、それぞれの議事運営を担うとともに、活発な審議、議論が行われている。</p> <p>監事は、毎年度、監査計画を踏まえ監査を実施し、監査法人との定例的な意見交換を経て監査報告書を理事会に提出している。その過程で、数十人の幹部教職員との面談や、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会など重要な会議への出席を通じて、法人及び大学の運営状況を把握し、法人及び大学の適正な運営や大学の諸改革の推進について必要に応じ意見を述べている。</p> <p>2022年度に受審した公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価では、「理事会・評議員会の開催について、理事及び評議員が同席している状態で議案説明と審議を行っているため、寄附行為に定められている理事会・評議員会の役割を踏まえ、運営方法の見直し等を行うよう改善が必要である。」とされた。これに対し、2023年度において、理事会、評議員会、理事・評議員による意見交換会を独立の時間として運営し、改善を図った。</p>

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2023年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2024年3月15日現在）
<p>第3章 教学ガバナンス （権限・役割の明確化）</p>	<p>学長の任免は、ものづくり大学学長選任規程に基づき、候補者を選考し、理事会の議を経て、理事長が任命することとしており、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程において、「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を掌理し、教育職員を統督する。」としています。</p> <p>私立学校法において、「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。</p> <p>3-1 学長 3-2 教授会</p>	<p>「3-1学長」【適合している】</p> <p>理事会、評議員会には学長はじめ執行部から大学の運営状況や方向性等を報告し、直近の教授会等で理事会、評議員会での審議、議論の内容を公表、共有し、施策への反映へと生かせるようにしている。</p> <p>学長の下で学部長、教務長、学科長、教養教育センター長、ものづくり研究情報センター長、図書館・メディア情報センター長、7人の学長補佐及び事務局幹部を中心とした執行部体制を整えている。教学マネジメント、財務マネジメント、地域連携推進・渉外、自己点検評価の学長直属の各室や、学長直属の経営戦略会議（常任会、中長期経営計画、情報基盤改革、休退学者対策、施設・設備計画、国際交流の各部会）により学長のリーダーシップのもと、教職協働で大学の適正な運営や諸改革を進めている。また、教育カリキュラム改革や教養教育センターの取組みに加え、情報ネットワーク基盤の改革および施設・機器の中長期計画の策定などを進め、諸施策・活動に教職協働で取り組む。</p> <p>なお、社会と時代からの要請を踏まえ教育分野の再編に取り組むことを目指し、「大学・高専機能強化支援事業」に応募した。</p> <p>「3-2教授会」【適合している】</p> <p>学校教育法第93条に則り、学長に対して法令及び学内諸規程に定める事項の審議結果を具申する機関としての位置づけを明示しており、それに基づき毎月1回以上開催、運営をしている。教員人事や諸規程案については毎月1回程度開催する代議員会の審議を経て、学長が決定している。</p>

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2023年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について (2024年3月15日現在)
<p>第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)</p>	<p>私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。基本理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。</p> <p>4-1 学生に対して 4-2 教職員等に対して 4-3 社会に対して 4-4 危機管理及び法令遵守</p>	<p>実施状況の確認について (2024年3月15日現在)</p> <p>「4-1学生に対して」【適合している】 3つのポリシーを2018年度から学修者目線での内容に改革して明示し、それに従った入学試験、カリキュラムの提供、キャリア支援等の運営を行っている。2022年度から導入した新カリキュラムを推進するとともに、教養教育センターによる2学科に共通の教養教育等に、各界で活躍されている外部識者を講師に招くなど新しい取組みを進めている。新カリキュラムにおいては、学科ごとの各コースにおいて自身の将来像を明確なイメージとして認識できるようエデュケーショナル・ポリシーも定め、2022年度入学生から適用した。</p> <p>新型コロナは5類に移行したものの感染症への配慮は必要であり、遠隔教育も引き続き一部導入しつつ、三密を避けるなど感染防止策を徹底しながら本学の特色である6割の実技、実習授業を対面で実施している。40日間にわたる企業等における長期インターンシップについても、実習先企業の協力を得ながら実施している。</p> <p>「4-2教職員等に対して」【適合している】 中長期経営計画や年度ごとの行動計画の明示、自己点検評価における行動計画のPDCAについての意見集約、FD、SD、FSDの実施等により、教職員が大学運営の方向性について共通理解できるよう努めている。また、代議員会、常任会、教学マネジメント室会議での決定事項等については、毎回「学長室通信」として全教職員にメール配信し、共通理解を得るよう努めている。</p> <p>「4-3社会に対して」【適合している】 本学は県内外の関係団体や多くの企業等と連携している。本学の教育の特色である長期インターンシップは、これまで2,415社の協力により実現している。</p> <p>全国の企業や地域の関連団体との連携の場である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」や、埼玉県内の「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」では、本学の教育はじめ諸活動について紹介、意見を交換し、本学の施策に反映できるようにしている。</p> <p>2021年度から開学20周年を記念し、教育研究設備更新等のための募金活動を行い、多くの企業、団体、個人から協力が得られた（2023年12月31日までで129企業・団体、48個人）。この寄付金は、設置予定の学生工房「ものづくりベース MONO BASE」（2024年夏ころより稼働予定）に導入する設備の整備に活かす予定である。</p> <p>「4-4危機管理及び法令遵守」【適合している】 危機管理委員会（学長主催）の下に、「新型コロナウイルス感染症に対する活動制限に関する判断基準」を定めて運用してきたが、2023年度ではこれを取り入れた危機管理マニュアルを作成した。法令遵守については各種の法令等に則って、これを担保し、また学内諸規程等の必要な整備を進めている。</p>

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2023年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2024年3月15日現在）
<p>第5章 透明性の確保 （情報公開）</p>	<p>私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動について、透明性の確保にさらに努めます。</p> <p>私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。</p> <p>私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。</p> <p>5-1 情報公開の充実</p>	<p>「情報公開の充実」【適合している】</p> <p>私立大学としての本学の運営状況や実績を、様々なステークホルダー並びに広く社会全般に周知するため、本学Webサイト、印刷物、各種のメディア等を通じて情報公開している。</p> <p>特に、法令等により定められたデータやステークホルダーに早急にお知らせすべきこと等の情報公開は、本学Webサイトにおいて迅速に行っている。</p> <p>なお、2022年度の認証評価の結果についても、2023年3月に公表した。</p>